

概要版

みどり市

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度



令和6年3月
みどり市

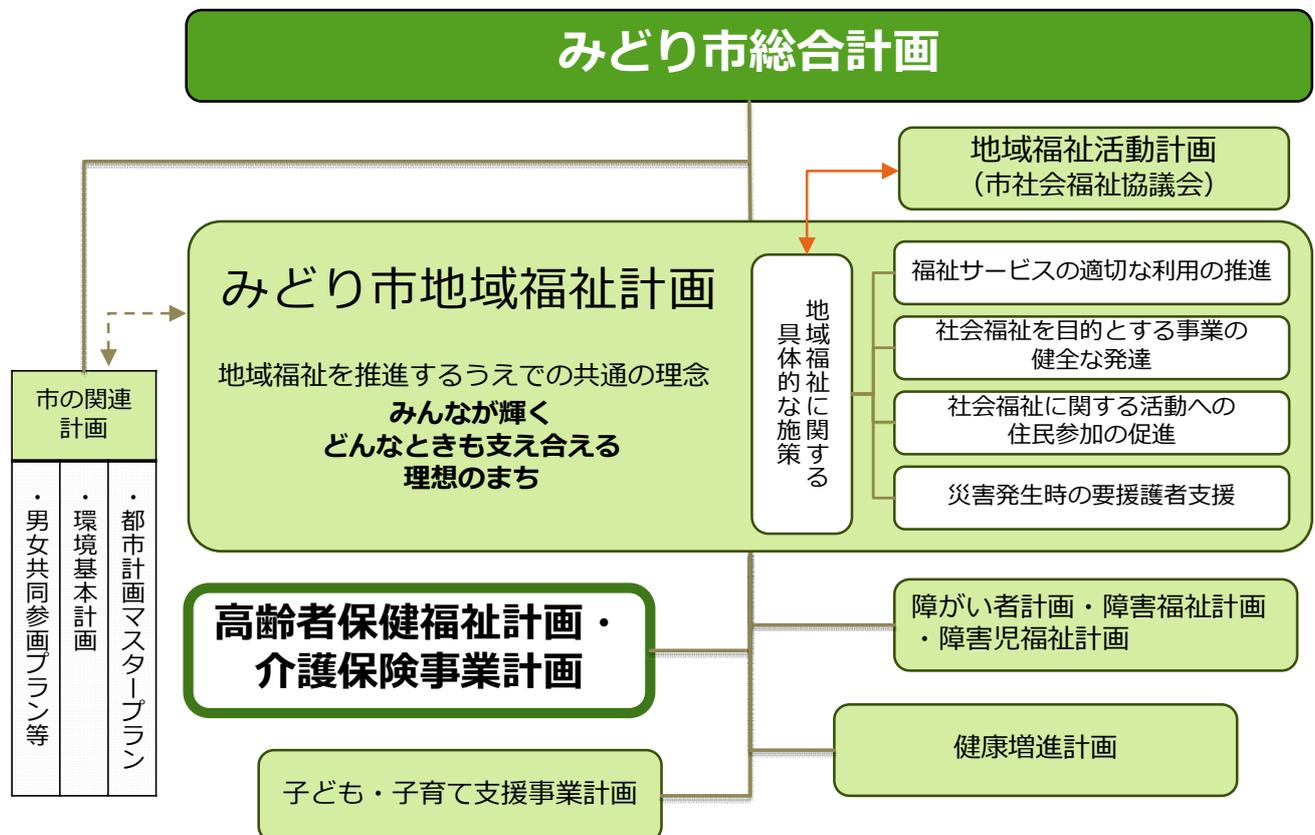
計画策定の背景、目的

現在、我が国では、人生100年時代と言われる超高齢社会に向かっていきます。総人口が減少する一方で、65歳以上の人口が増加しているため高齢化率は上昇を続け、令和7年（2025年）には「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）となり、令和22年（2040年）には高齢者人口がピークに達し、85歳以上の人口が急増することが予想されています。

このような状況を踏まえ、本市では、「みどり市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。医療や介護を必要とする人の増加に加え、高齢者を取り巻く社会全体の変化など、様々な課題が生じていること、さらには、災害や感染症への対応といった課題解決のために効果的・効率的に各種施策を展開します。

計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりの指針である「みどり市総合計画」を最上位計画に置き、地域福祉推進の指針である「みどり市地域福祉計画」における個別計画として位置づけます。また、市で策定しているその他の関連計画と整合を図ります。



【国が示す第9期計画において記載を充実する事項】

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- (1) 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- (2) 在宅サービスの充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- (1) 地域共生社会の実現
- (2) デジタル技術の活用
- (3) 保険者機能の強化

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。毎年度、事業の効果検証や評価を実施し、法改正や社会情勢等に変化があった場合を含め、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
第8期高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画							
		第9期 計画作成					
			第9期高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画				
令和22(2040)年度を見据えて、中長期的な視点で計画を策定します							

日常生活圏域の設定

家族や友人、地域とのつながりが失われることなく、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら生活できることを目的に、日常生活圏域の設定が求められており、圏域ごとに地域密着型サービスの提供等、介護基盤の整備を図ることが期待されています。日常生活圏域の設定は、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、市町村ごとに定めています。

本市では、旧笠懸町、旧大間々町及び旧東村の3つを日常生活圏域と定めており、それぞれの地域で必要なサービスが利用できるように努めていきます。

基本理念及び課題等

本計画は、本市における高齢者福祉の推進に関する施策を総合的、計画的に推進するためのものです。そこで、本市の地域福祉分野における上位計画である「地域福祉計画」の基本理念を踏まえ、本計画における『基本理念』を下記の通り定めます。この基本理念のもと、誰もが自分らしく生きていける社会の実現に向け、市民・地域・行政が協働して各種取組を推進していきます。

みんなが輝く どんなときも支え合える 理想のまち

計画の基本目標

1. 尊厳が守られ、自分らしく暮らせる地域体制の確立
2. 健やかで自立した暮らしへの支援
3. 介護が必要になっても安心して暮らせる介護体制の確立
4. 計画の実効性の向上

主な課題

1. 健康づくり推進による介護予防・重度化防止の強化
2. 介護人材の確保とサービス支援体制の基盤整備
3. 高齢者の社会参加の更なる促進
4. 認知症施策の強化・推進

計画策定の方向性

1. 地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現
2. 介護予防・重度化の防止
3. 高齢者の社会参加への支援
4. 多様な生活支援の充実と人材の確保
5. 認知症施策の推進
6. 高齢者の権利擁護の推進と家族介護の支援
7. 持続可能な介護保険制度と効果的・効率的な介護給付の推進
8. 災害や感染症対策に係る体制整備
9. 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
10. 介護サービス情報の公表

施策の展開

◆基本目標1 尊厳が守られ、自分らしく暮らせる地域体制の確立

【施策1】地域包括ケアシステムの構築

- 地域包括支援センターの充実 在宅医療・介護の連携推進 認知症施策の推進
- 生活支援体制の整備 高齢者の権利を守る体制づくり 包括的・継続的ケアマネジメント
- 介護人材の育成と確保

【施策2】地域福祉の推進

- 福祉意識の啓発 地域福祉活動の活性化

【施策3】暮らしやすい地域づくり

- 居住の場の充実 安全な生活環境づくり

◆基本目標2 健やかで自立した暮らしへの支援

【施策1】介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- 介護予防・生活支援サービス事業の充実 一般介護予防事業の推進

【施策2】健康づくりの推進

- 健康の維持増進 生活習慣病予防

【施策3】多様な高齢者の支援策の充実

- 高齢者福祉施策の推進 家族介護支援

【施策4】高齢者の社会参加の促進

- 多様な社会参加への促進 高齢者の通いの場・機会の充実

◆基本目標3 介護が必要になっても安心して暮らせる介護体制の確立

【施策1】予防給付・介護給付の充実

- 居宅サービスの充実 地域密着型サービスの充実 施設サービスの充実
- 共生型サービスの充実

【施策2】介護保険給付費及び保険料等の見込み

- 介護保険給付費等の推計 保険料の推計

◆基本目標4 計画の実効性の向上

【施策1】介護保険事業の適正な運営

- 介護給付費等適正化の取り組み 介護保険サービスの質の向上
- 災害や感染症発生時等、非常時における支援策

【施策2】推進体制の整備

- 行政内部での関係部門との連絡体制の充実 地域関係団体との連携体制の充実
- 計画の進捗管理体制の充実

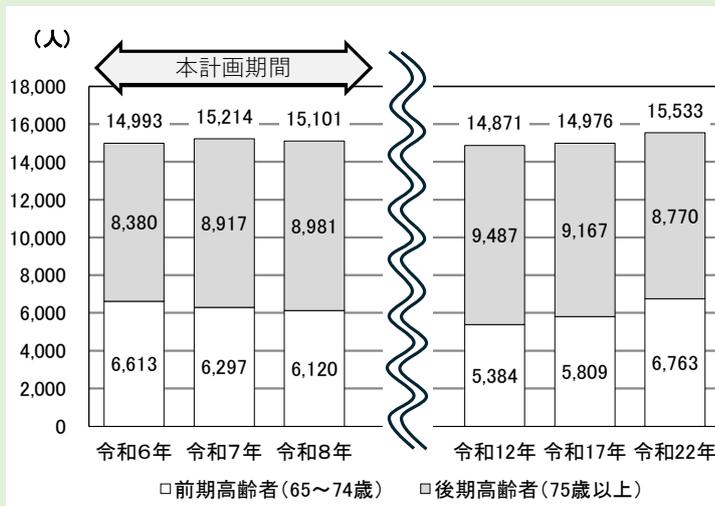
高齢者数、要介護（支援）認定者数、介護保険事業費の推計

◆高齢者数の推計

後期高齢者数は今後も増加を続け、前期高齢者数との差は広がり、令和12年には後期高齢者が9,487人となり、高齢者数の63.8%を占めることが予想されます。

しかし、令和12年以降は後期高齢者数と前期高齢者数の差が縮まることが予想されます。

【前期高齢者数・後期高齢者数の推計】

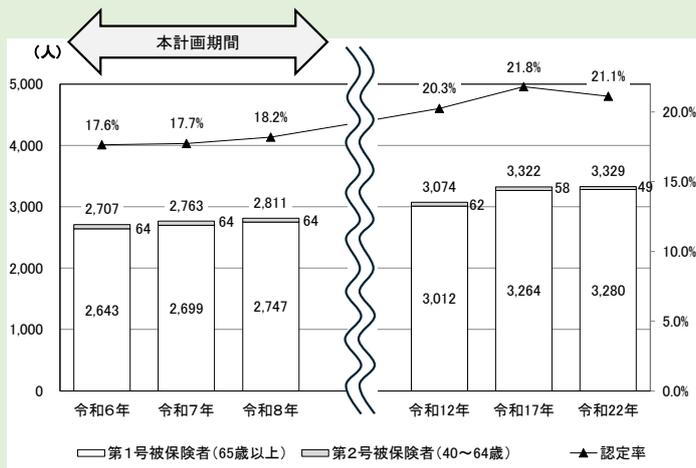


◆要介護（支援）認定者数の推計

要介護・要支援の認定者数及び認定率については、後期高齢者の増加に伴い認定率は上昇し、令和8年には2,811人、認定率は18.2%になることが予想されます。

また、後期高齢者が急増する令和12年には認定率は20.3%、令和17年には21.8%まで上昇し、その後令和22年には21.1%と減少に転じると予想されます。

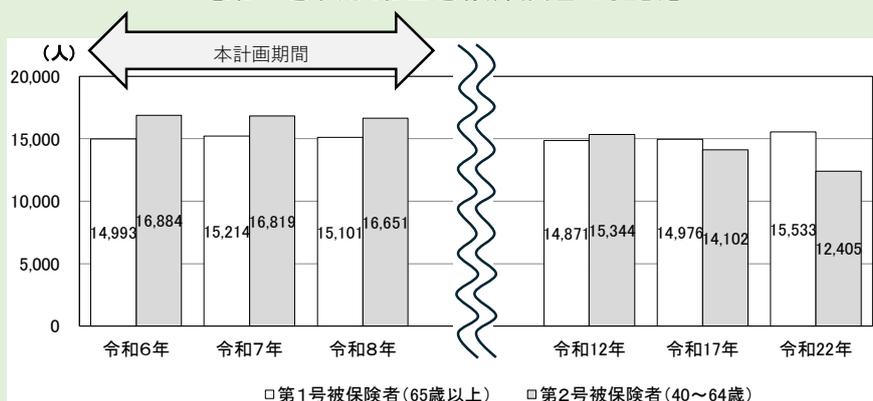
【認定者数及び認定率の推計】



◆要介護（支援）認定者数の推計

被保険者数については、40~64歳の第2号被保険者は減少が続き、令和8年には16,651人、令和12年には15,344人、令和17年には14,102人、令和22年には12,405人となり、令和17年以降は65歳以上の第1号被保険者を下回ることが予想されます。65歳以上の第1号被保険者は今後増減するものの、令和22年には15,533人になると予想されます。

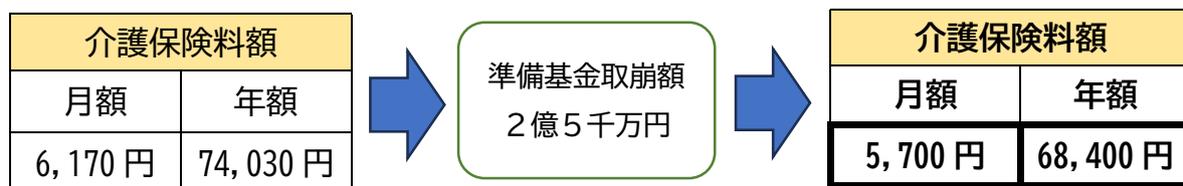
【第1号及び第2号被保険者の推計】



第1号被保険者の介護保険料

介護保険制度の財源は、公費と介護保険料でまかなわれます。

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）が負担する介護保険料の割合は、第8期計画と同様に23%となります。本計画では、介護保険事業費の増額が見込まれているため、これまで積み立ててきた準備基金を取り崩し、介護保険料にあてることにより、介護保険料基準月額が5,700円となります。



(参考) 第8期保険料：5,800円(月額)

【所得段階別保険料】

保険料については、負担能力に応じて保険料を負担していただくため、介護保険料基準額に所得段階ごとに定めた保険料率をかけて、保険料を設定しています。国の基準は13段階ですが、本市では、17段階とします。

段階	所得要件		調整率	介護保険料 (年額)
第1段階	非課税 世帯	年金収入等 80万円以下	0.285	19,400円
第2段階		年金収入等 80万～120万円	0.485	33,100円
第3段階		年金収入等 120万円超	0.69	46,800円
第4段階	世帯員が課税 本人非課税	年金収入等 80万円以下	0.90	61,500円
第5段階 【基準値】		年金収入等 80万円超	1.00	68,400円
第6段階	本人課税	合計所得 120万円未満	1.20	82,000円
第7段階		合計所得 120万円～210万円	1.40	95,700円
第8段階		合計所得 210万円～320万円	1.60	109,400円
第9段階		合計所得 320万円～420万円	1.70	116,200円
第10段階		合計所得 420万円～520万円	1.90	129,900円
第11段階		合計所得 520万円～620万円	2.10	143,600円
第12段階		合計所得 620万円～720万円	2.30	157,300円
第13段階		合計所得 720万円～900万円	2.40	164,100円
第14段階		合計所得 900万円～1,100万円	2.60	177,800円
第15段階		合計所得 1,100万円～1,500万円	2.80	191,500円
第16段階		合計所得 1,500万円～2,000万円	3.00	205,200円
第17段階	合計所得 2,000万円以上	3.20	218,800円	



桐生大学イラスト協力者

【表紙】小栗 笑花さん 【裏表紙】井田 小雪さん

みんなが輝く どんなときも支え合える 理想のまち
(みどり市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

みどり市 保健福祉部 介護高齢課

〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地

TEL : (0277)76-2111(代表) FAX : (0277)76-9048

ホームページ : <https://www.city.midori.gunma.jp/>